

京大職組ミ二講義

2018年5月11日

# 少年犯罪をどうみるか

## ——近年の実証研究の知見を中心に

京都大学大学院教育学研究科

岡邊 健

# 岡邊 略歴

- 2002年3月  
東大大学院（教育社会学）D1で中退
- 2002～11年度 警察庁科学警察研究所（科警研）
  - 少年研究室に在籍（～03は補導研究室）
- 2011年～17年度 山口大学人文学部
- 2017年度～ 現職
- D1以来、少年非行がメインテーマ
  - 主に量的（統計的）アプローチ
  - 最近は元非行少年へのインタビュー調査も

# はじめに～「天声人語」より

- 年9月25日付け

- ・日本の十代の一部は近ごろどうかしたんじゃないかと思われるほどの、はげしさだ。（中略）  
“恐るべき子ども”たちは、無軌道で衝動的な犯罪や事件をやっけてのける。

- 年12月28日付け

- ・ローティーンの非行がふえている。女子では中学生の売春が目立つと、警察庁の調査はいう。心と頭はからっぽのまま、体ばかりが大きくなった。（中略）学校も家族も社会も、人間としてしてはいけないことを子どもたちに教えていない。

- **1961年**9月25日付け

- 日本の十代の一部は近ごろどうかしたんじゃないかと思われるほどの、はげしさだ。（中略）  
“恐るべき子ども”たちは、無軌道で衝動的な犯罪や事件をやっけてのける。

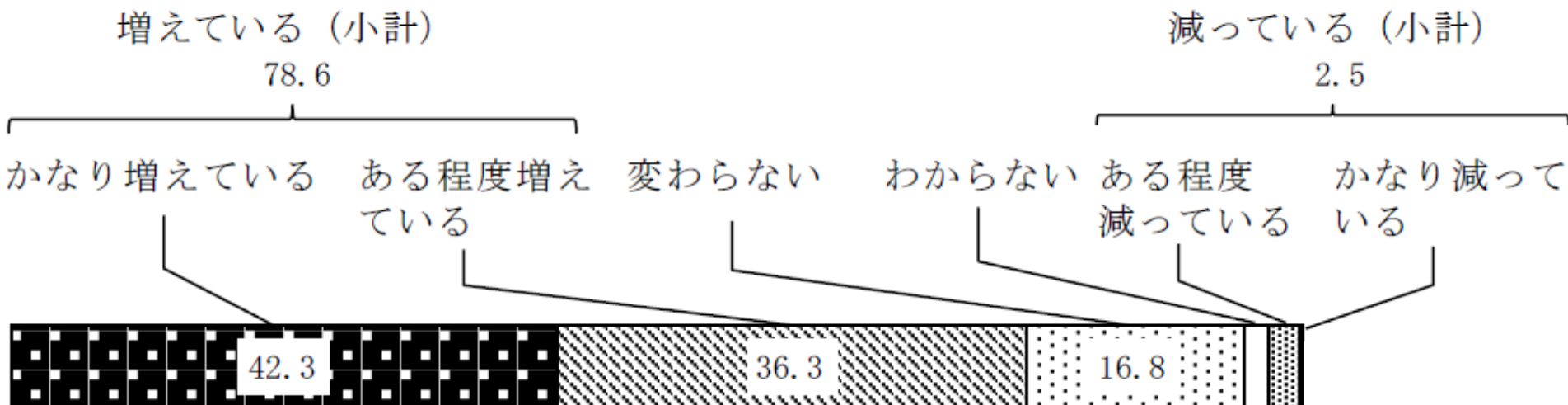
- **1975年**12月28日付け

- ローティーンの非行がふえている。女子では中学生の売春が目立つと、警察庁の調査はいう。心と頭はからっぽのまま、体ばかりが大きくなった。（中略）学校も家族も社会も、人間としてしてはいけないことを子どもたちに教えていない。

# 少年非行に関する人々の認識と現実

## 人々の認識

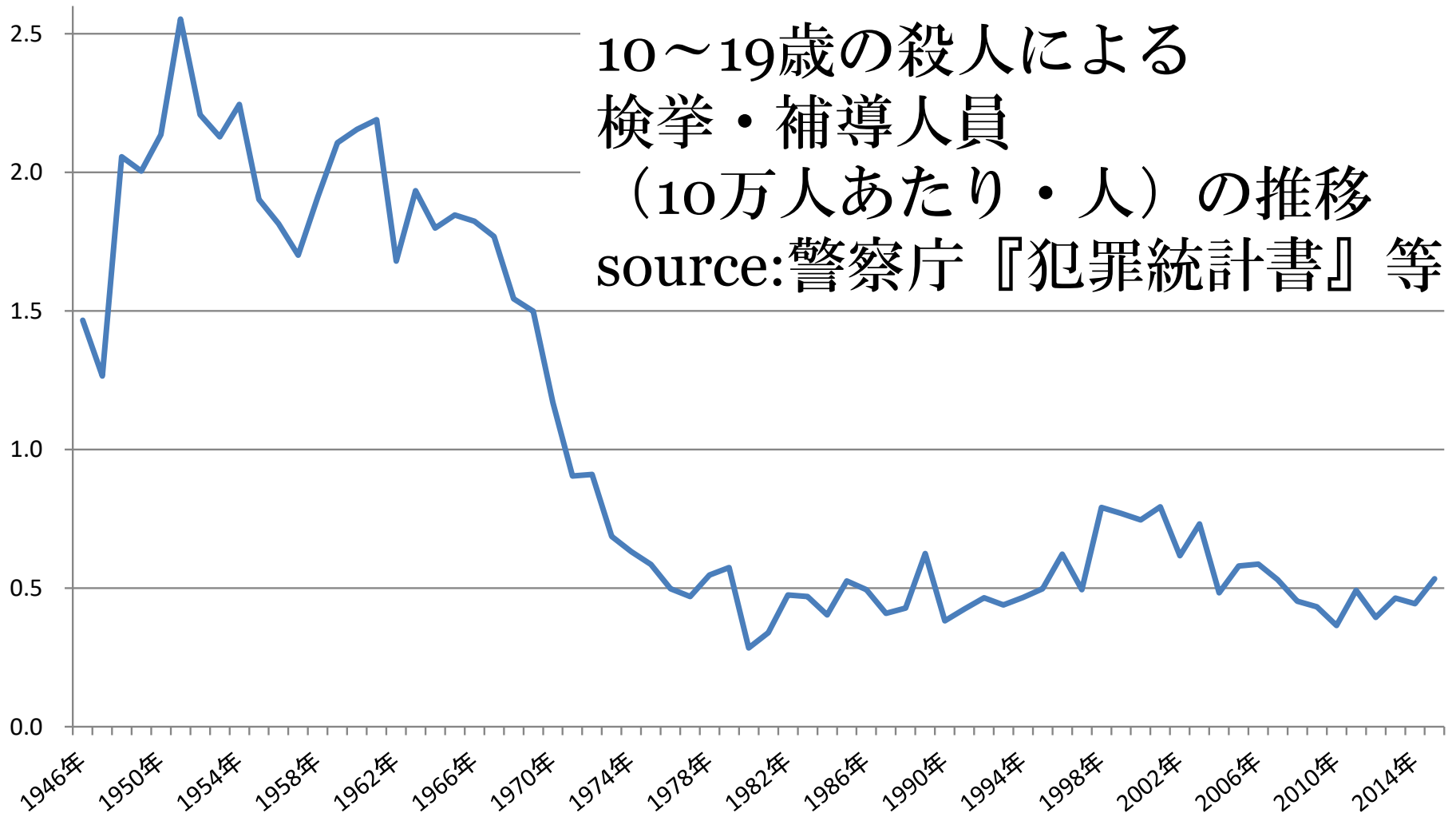
- 「5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか」(n=1,773)



内閣府「少年非行に関する世論調査」 (2015年調査)

## □ 実際は?

- ・多くの場合、人々の認識には**バイアス**がある



- 刑事司法をめぐる近時の動き
  - バイアスを持っているのは、市井の人々だけではない
  - 議員や政策立案者（の一部）も！
  - → 不正確な現状認識に基づく政策展開
    - ・ 例外的な事件 → 社会不安（モラルパニック）  
→ 拙速な対応
    - ・ e.g. 2000年以降の少年法改正
- 本ミニ講義では、**非行に関する正確な現状認識に資するため、近年の実証研究を紹介する**

# 公式統計からみる 非行発生の時系列的変化

- 手続き

- 以下のようにグラフを作成

- ・ある世代の人々（バースコホート、BC）について
- ・年齢を横軸にとる
- ・当該年齢における被検挙者率を縦軸にとる

- これにより、**当該BCの年齢ごとの被検挙者の出現状況**をみることができる

- ・被検挙者率＝ここでは人口10万人あたりの  
検挙（・補導）された人数



## ▫ 罪種ごとに分析すべき

- ・年齢と罪種は、密接に関係しているから
- ・ここでは、もっとも数の多い**窃盗犯**（罪名では窃盗）と、社会的なインパクトの大きい**凶悪犯**（罪名では殺人・強盗・強姦・放火）をみる

## ▫ 少年期と若年成人期を連続的にとらえるべき

- ・人間の行動は、成人（日本では20歳）になった瞬間大きく変化するわけではないから

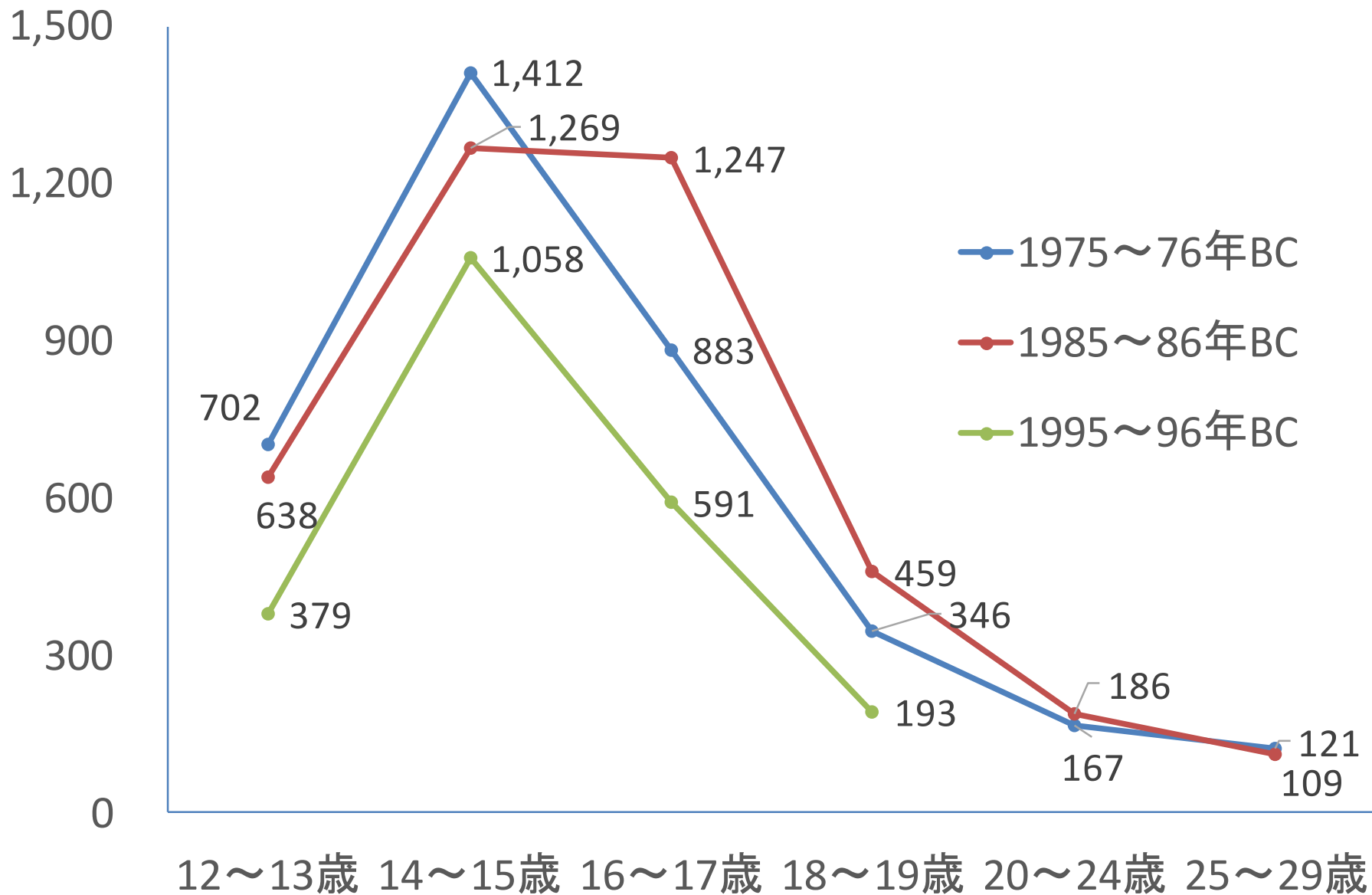
## ● データソース

### ▫ 警察庁の『犯罪統計書』

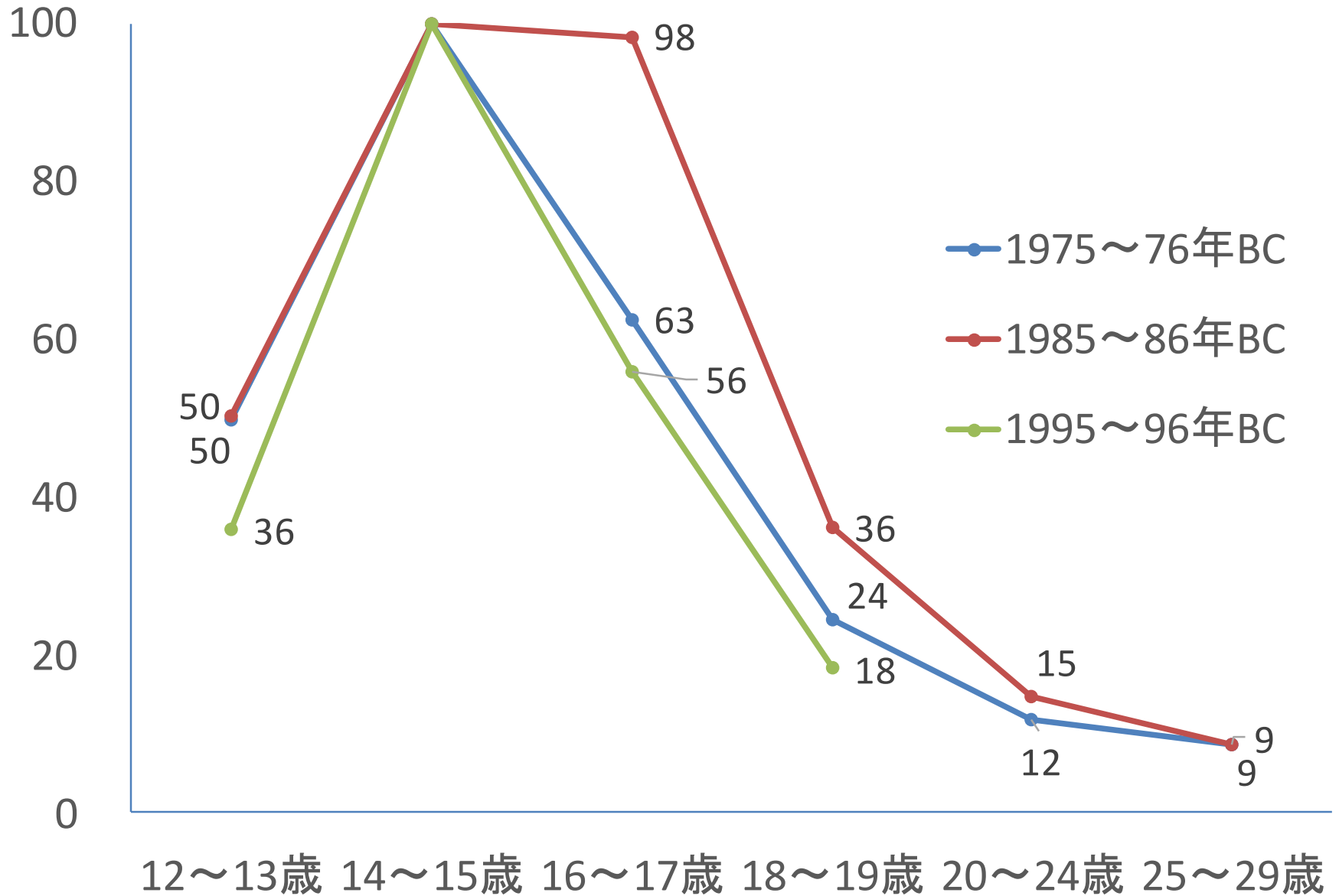
- ・20代は20-24歳／25-29歳のカテゴリーしかない

### ▫ 総務省統計局の人口統計

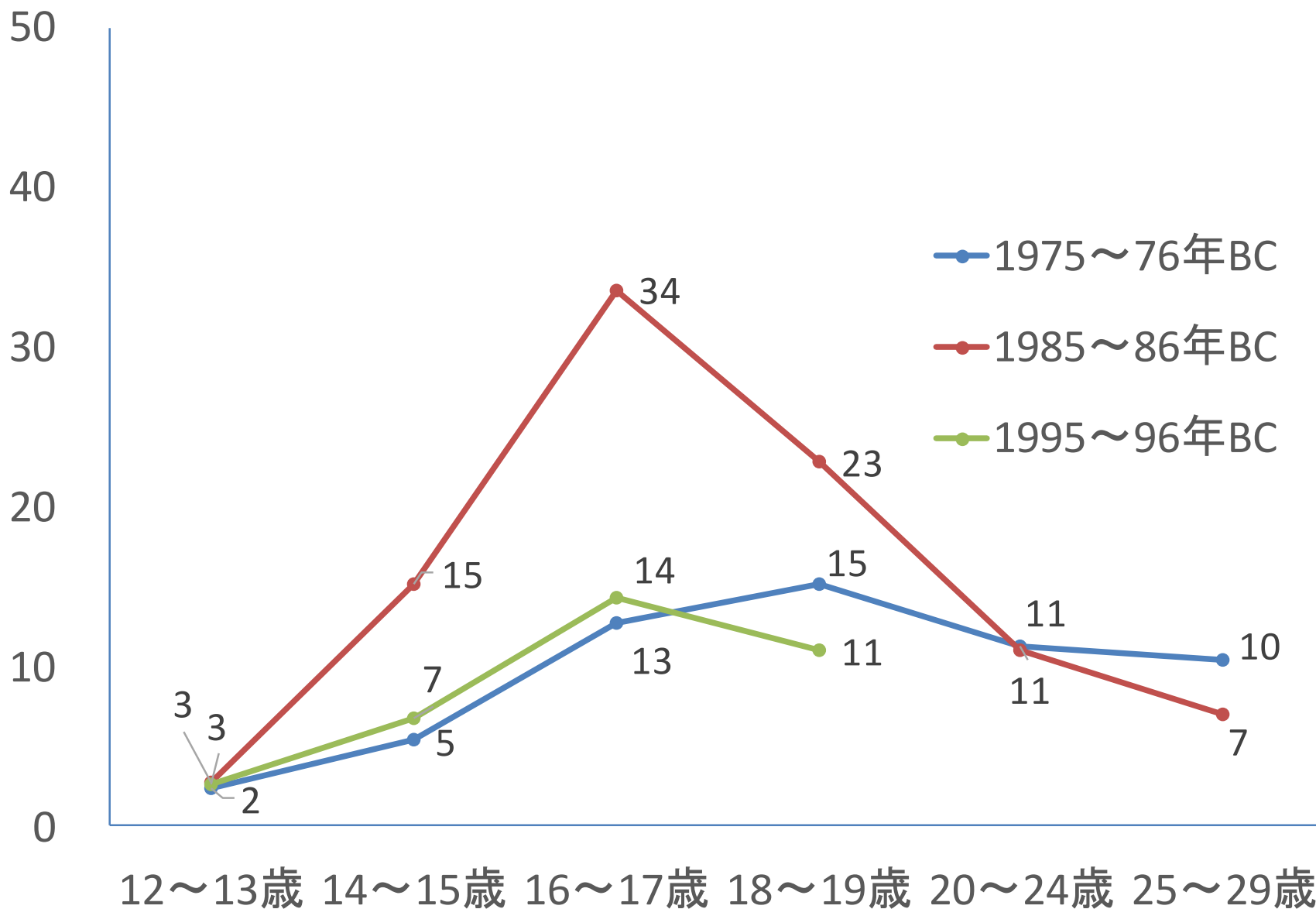
## 窃盗犯のBCごとの年齢別被検挙者率



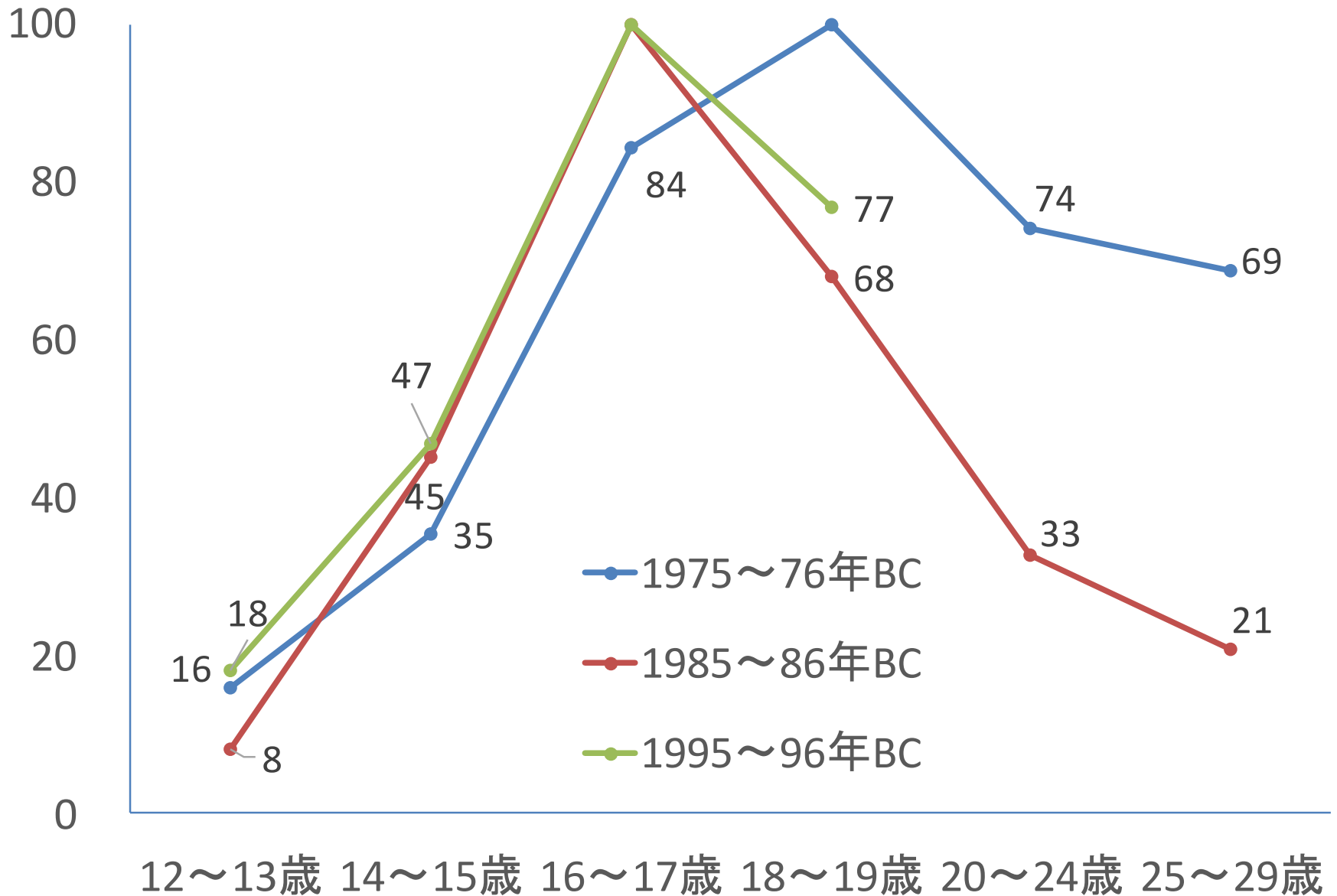
# 窃盗犯（ピーク時=100としたときの指数）



## 凶悪犯のBCごとの年齢別被検挙者率



# 凶悪犯（ピーク時=100としたときの指数）



## • 小括

- 85-86年BCのパターンは他のBCと異なる
  - 窃盗犯の16～17歳にかけての減少幅がきわめて小さい
  - 凶悪犯では10代のどの時期でも相対的に高い
- 75-76年BCと95-96年BCはパターンが類似
  - 窃盗犯も凶悪犯も
  - ただし窃盗犯では10代を通して前者のほうが高い
- 20代の値は、75-76年BC ÷ 85-86年BC
  - 窃盗犯も凶悪犯も
  - 85-86年BCに、成人後も犯罪を重ねる層が形成されているとは、言い難い

## ● 留意点

- 窃盗犯は比較的  
**暗数**（警察が認知しない犯罪）が多い
  - ・ 窃盗犯の多くは、万引きと自転車盗
  - ・ これらは、警察の活動の変化、非行少年への社会の寛容度の変化を受けやすい
- 実は、凶悪犯でも（その大部分を占める）  
強盗は、警察の取締まり方針の影響を受ける  
といわれている
  - ・ 河合幹雄, 2004『安全神話崩壊のパラドックス――治安の法社会学』岩波書店.
- 公式統計を用いた分析の最大の弱点
  - ・ 次に紹介する非行経歴分析も同様

# 非行経歴データにみる 非行の発生様態

- 犯罪研究では、近年**ライフコース犯罪学**  
(≡**発達犯罪学**) という考え方が定着
  - 長期的な視野～ゆりかごから墓場まで
    - 伝統的には  
非行原因を非行の直前に求めがちだった
  - 発想自体は古くから
    - C.ショウ『ジャック・ローラー』(原著1930)
    - 70年代のフィラデルフィアでの縦断的調査  
(Wolfgangら) ～「**頻回非行者**」概念



- 日本では研究が少ない
  - 長期追跡研究の土壌が未成熟
  - そもそも再犯に関する正確な情報も少ない
    - 『犯罪白書』の電算犯歴による分析は示唆に富むが、報告される頻度はきわめて少ない
    - e.g. 『平成19年版犯罪白書』：犯歴保持者全体のなかで3犯以上の犯歴保持者が14%。その者たちによる犯罪が全検挙件数の4割と報告。  
同様に、4犯以上の犯歴保持者は8%だが、犯した犯罪では全検挙件数の3割
- 非行記録に基づく**縦断的研究**（科警研）
  - 少年非行の理解に資する分析

- 方法

- A県警察の非行記録による分析

- A県は大都市を擁しており、非行の発生数で全国の上位にある都道府県
    - A県内で少年が検挙されるごとにその日付、罪種等が、氏名とともに登録されている
    - 1978年BCと1986年BC
    - 両BCとも、17歳誕生日の前日までの刑法犯の全記録→出生から17年間の**非行経歴**がたどれる

表 総被検挙回数  
の分布  
(1978年コホート)

総被検挙回数	n	被検挙者全体に占める割合	コホートの全人口に占める割合	レコード数
1回	3,482	75.1%	7.22%	3,482
2回	707	15.2%	1.47%	1,414
3回	215	4.6%	0.45%	645
4回	103	2.2%	0.21%	412
5回	57	1.2%	0.12%	285
6回	28	0.6%	0.06%	168
7回	15	0.3%	0.03%	105
8回	14	0.3%	0.03%	112
9回	7	0.2%	0.01%	63
10回以上	9	0.2%	0.02%	105
全体	4,637	100.0%	9.61%	6,791

表 総被検挙回数  
の分布  
(1986年コホート)

総被検挙回数	n	被検挙者全体に占める割合	コホートの全人口に占める割合	レコード数
1回	2,717	72.2%	7.30%	2,717
2回	612	16.3%	1.64%	1,224
3回	222	5.9%	0.60%	666
4回	90	2.4%	0.24%	360
5回	65	1.7%	0.17%	325
6回	29	0.8%	0.08%	174
7回	9	0.2%	0.02%	63
8回	10	0.3%	0.03%	80
9回	2	0.1%	0.01%	18
10回以上	7	0.2%	0.02%	81
全体	3,763	100.0%	10.11%	5,708

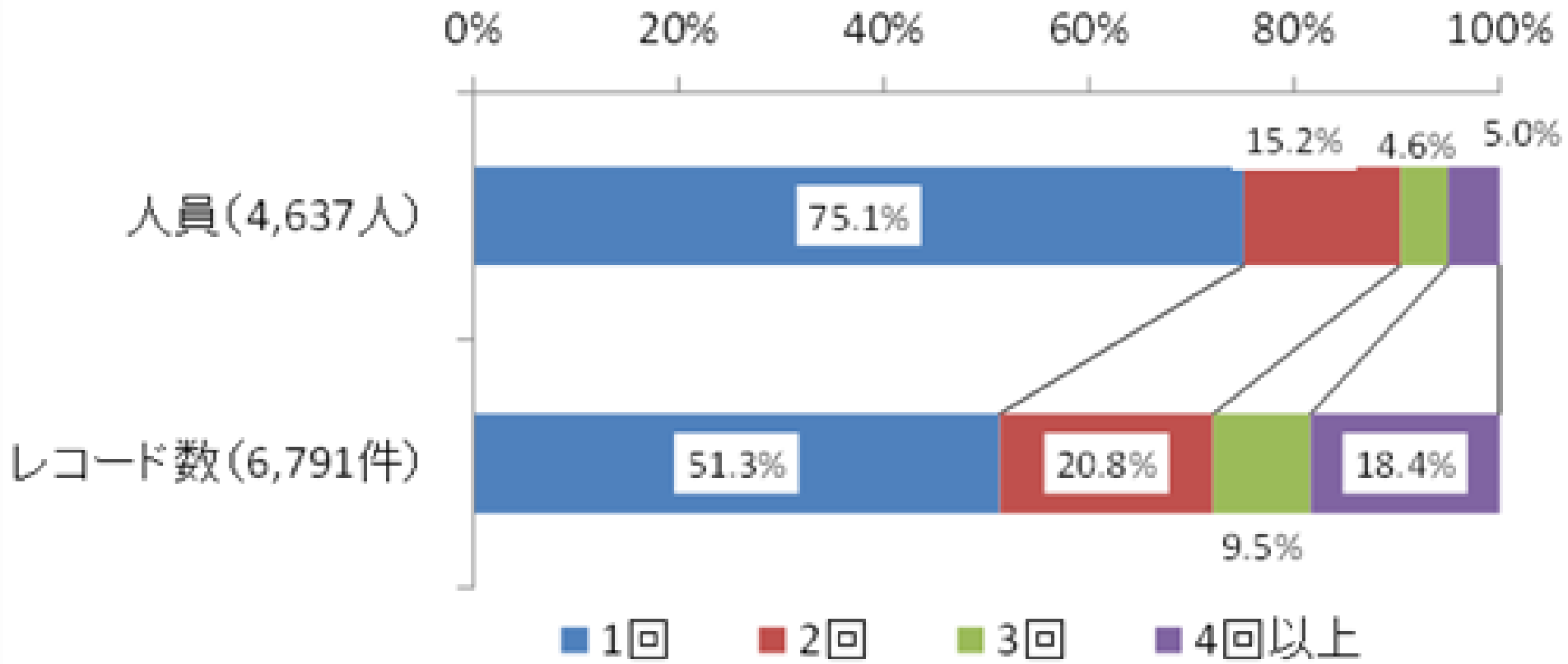


図 1978年コホートの総被検挙回数別の構成比

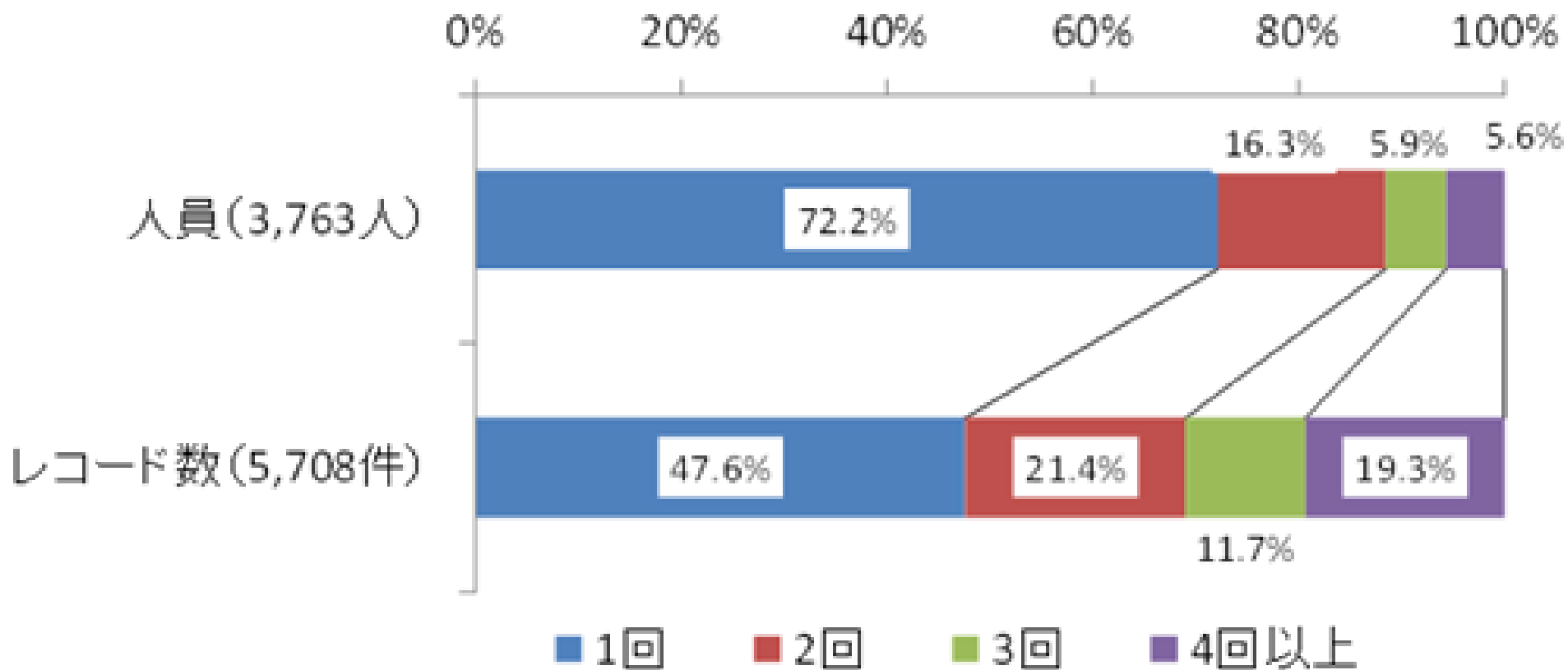
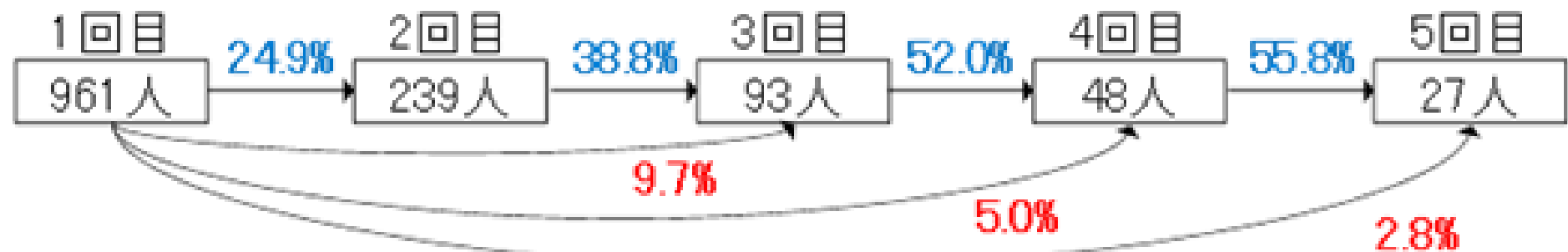


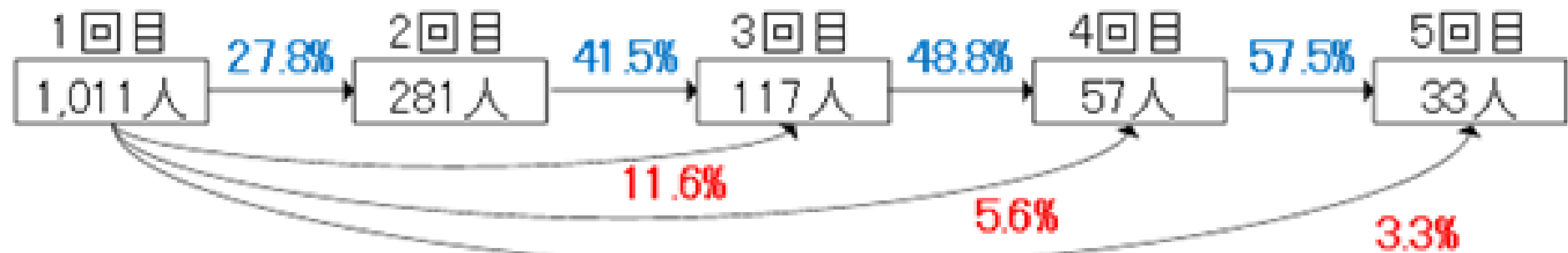
図 1986年コホートの総被検挙回数別の構成比

## 再非行の状況（各BC人口1万人あたり）

1978年BC



1986年BC



- 小括

- ほとんどの者は**早い段階で離脱**
  - ・ 1度でも検挙された少年のうち  
4人に3人は「1度きり」
- **ごく一部の少年が非行を繰り返している**
  - ・ **頻回非行者**
  - ・ 1割の少年が事件の3割に関わっている
  - ・ 非行を重ねるほど、再非行リスクは高まる

# 簡単なまとめと考察

- 非行は、**ハイティーン期に急減**
  - 日本の少年非行の特徴として以前から指摘されてきたが、依然続いていると思われる
    - Harada, Y., 1995, "Adjustment to school, life course transitions, and changes in delinquent behavior in Japan," in Hagan ed. Delinquency and disrepute in the life course, JAI Press, pp.35-60.
- 成人後常習的に犯罪にコミットする群は見出せない
  - →少年司法制度が機能しているからこそ



- 非行はほぼ一過性。  
しかし頻回非行者がいるのも事実  
→再非行への対応は重要な政策課題
- どう考えるべきか
  - 犯罪・非行に関わった人々に、反省と制裁ばかりを求め、彼らを社会から排除しようとする圧力が高まっているが、それでは問題は解決しない
  - むしろ副作用が大きいことがわかっている
    - e.g. Redding, R. E., 2008, “Juvenile Transfer Laws: An Effective Deterrent to Delinquency?” *Juvenile Justice Bulletin*, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=1313229>

# (補足) 再入率について

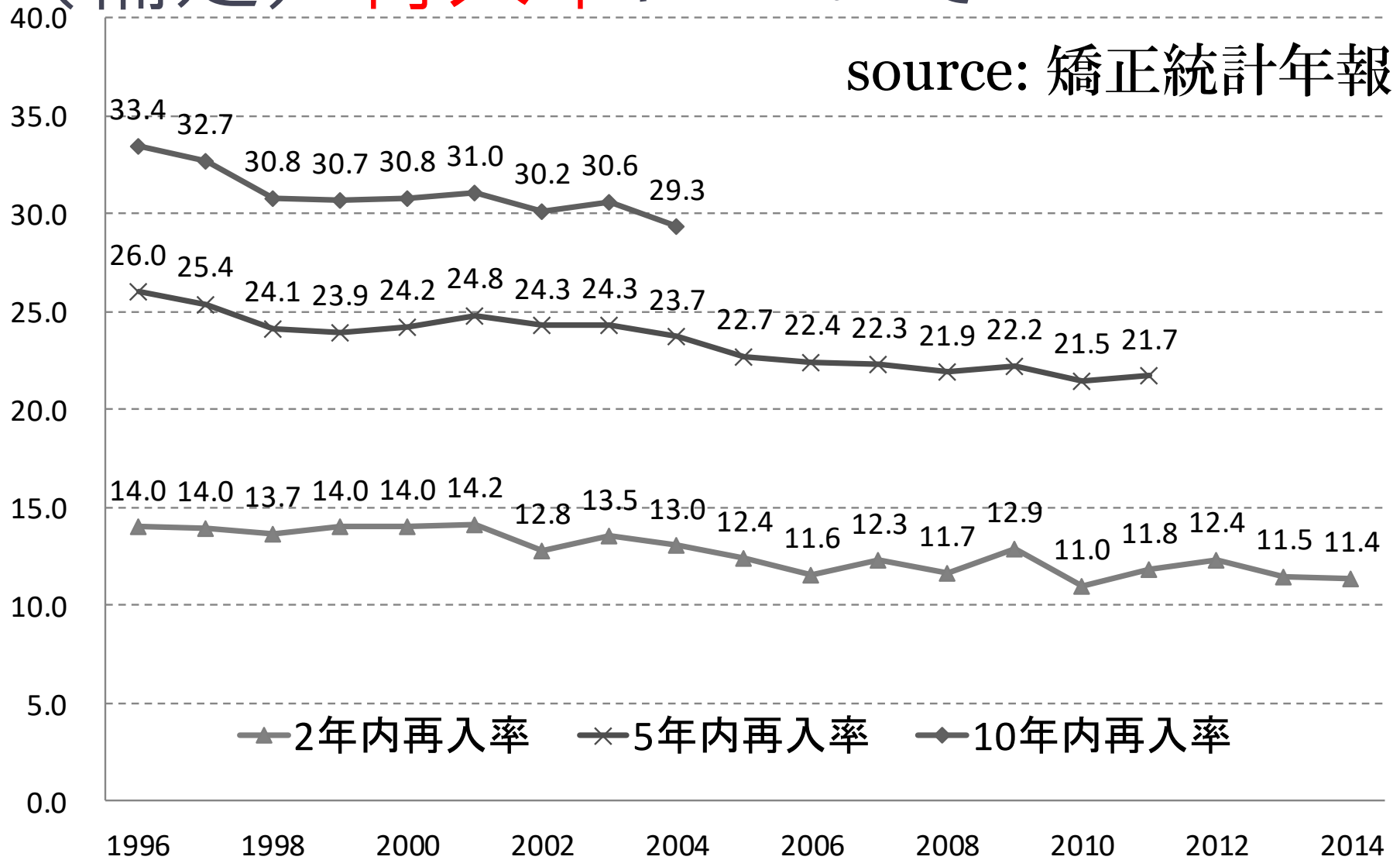
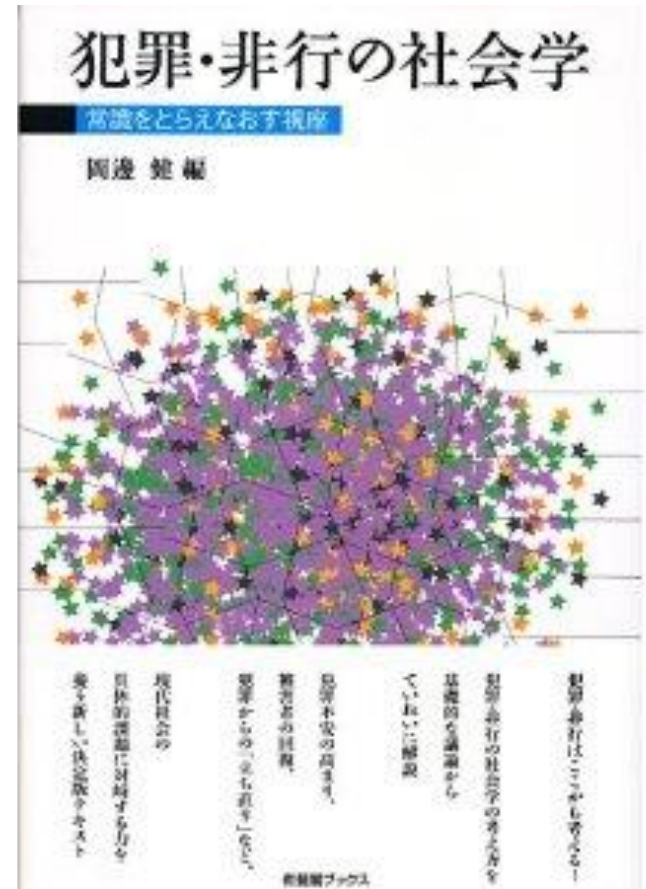


図 少年院出院者の矯正施設再入率の推移(単位:%)

# 著書紹介

岡邊健 2013 『現代日本の少年非行』 現代人文社

岡邊編 2014 『犯罪・非行の社会学』 有斐閣



岡本・松原・岡邊 2017  
『犯罪学リテラシー』  
法律文化社



浜井浩一編 2017 『犯罪  
をどう防ぐか』 岩波書店  
(岡邊が第2章執筆)



京大職組ニ二講義  
2018年5月11日

ご静聴ありがとうございました

